

平成27年4月から

小学生までの子ども医療費が無料となります！！

町では、子育て世帯を支援するため、小学校就学から卒業までの児童を対象に入院・通院医療費の無料化（給付）を実施します。

対 象 者	小学校就学の児童 （ひとり親家庭等医療費及び生活保護などを受けている児童は除く。）
対象医療費	入院医療費・通院医療費の一部負担分 （入院時食事療養費、予防接種等の保険外医療費は除く。）
給付要件	対象者が鶴田町に住所を有し、健康保険に加入していること （保護者の所得制限はありません。ただし、保護者が町税等を滞納している場合は、対象外となることがあります。）
給付期間	小学校就学から卒業まで
給付方法	現物給付（県内の医療機関を受診した場合、受給資格証及び保険証を提示することで一部負担金を町が直接医療機関へ支払う制度） ※ただし、県外の医療機関を受診した等で一部負担金を支払った場合は、受診した月の翌月から3ヶ月以内にその領収書を持って町に申請してください。申請により、後日町から給付します。



●申請に必要なもの（必ず持参してください。）

- ・対象児童の保険証又は写し
- ・認め印
- ・保護者の振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード※注1、2

※注1 保護者とは、児童が加入している保険証の被保険者又は組合員の方（国保で世帯主が祖父母等の場合は父）です。

※注2 県外医療機関を受診した等で一部負担金を支払い、その領収書を持って町に申請した場合の振込先として使用します。

●次のようなときには、受給資格証の返還及び変更手続きが必要です。

- ・町内に住所を有しなくなったとき
- ・ひとり親家庭等医療費及び生活保護などを受けるようになったとき
- ・保護者が町税等を滞納したとき
- ・健康保険証が変更になったとき
- ・世帯主及び保護者が変更になったとき



鶴田町マスコットキャラクター
つるりん

問い合わせ先：鶴田町役場 町民生活課 福祉支援班
(電話 22-2111 内線164)